

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者
研修制度の改正について

福井県総合福祉相談所 障がい者支援課



1. サビ児管として配置されるための要件

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として配置されるためには、次の2つの要件を満たす必要があります。

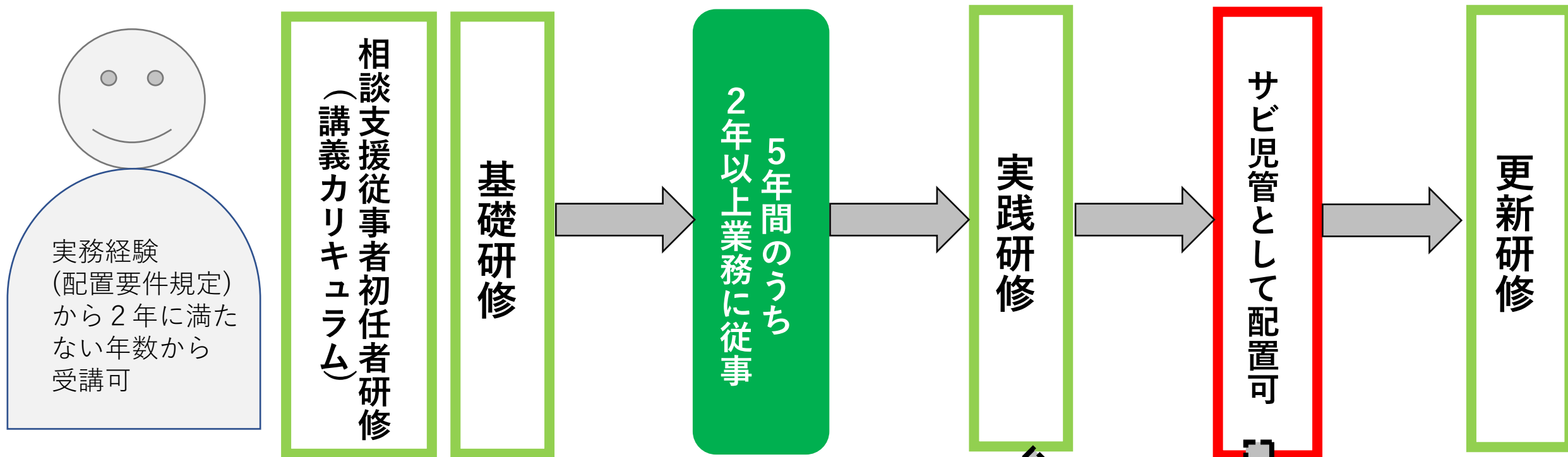
(1)実務経験要件

(2)研修修了要件

- ①資格を取得：基礎研修を修了し、更に実践研修を修了
- ②資格を維持：実践研修修了の翌年度から5年間の間に1度更新研修を修了(以降5年毎に受講)

2. 研修受講の流れ

5年毎に受講

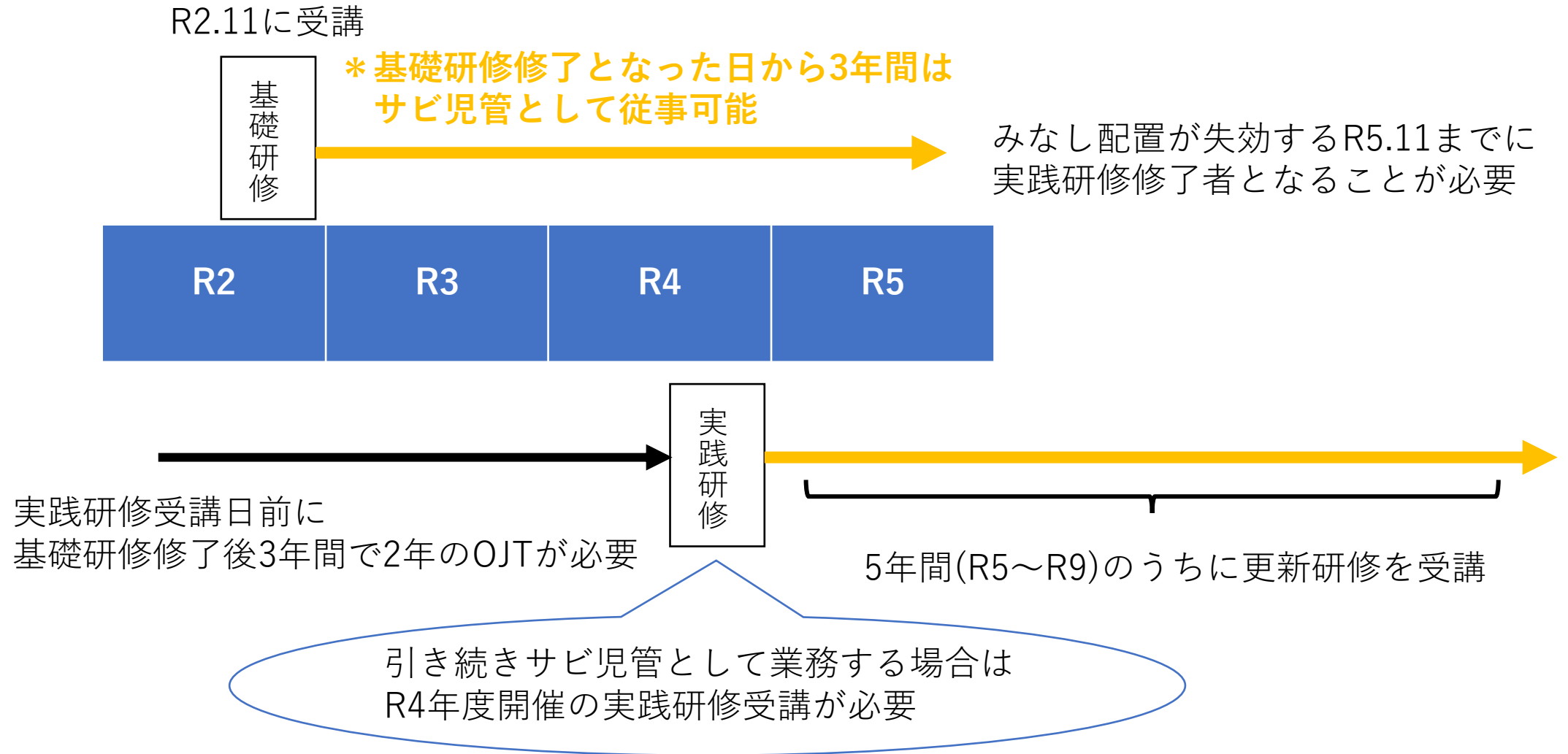


※実践研修から受講しなおす場合(次の①～③のいずれかに該当する者)

- ①R6.3末までに更新研修を受講しなかった旧研修修了者
- ②実践研修修了後5年以内に更新研修を受講しなかった者
- ③旧研修修了者の方で1回目の更新研修を修了した翌年度から5年以内に更新研修を受講しなかった者
(以降は1回目の更新研修を起算として、更新研修受講を繰り返す必要があります)

3. 基礎研修について(受講の流れ)

例：①みなし配置（経過措置を適用する場合）



4 - 1. 更新研修について

【受講要件】

- ①現にサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者、相談支援専門員として従事している方。
- ②更新研修受講までの過去5年間に通算2年以上(サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者、相談支援専門員)の業務に従事している方。

※平成31年3月31日までに従事要件を満たす方(旧研修修了者)は、**令和6年3月31日までに更新研修を受講しなければ、令和6年4月1日以後、サビ児管の職務ができなくなります。**

※令和6年3月31日までの間は、実際にはサビ児管として従事していない方も受講可能です。

4 - 2. 更新研修について

【年度ごとの受講優先順位表】

- ・受講者数が集中しないために研修年度によって受講対象者の優先順位を設けています。
- ・今年度は以下の順に受講が優先となります（複数分野を修了した場合、最後に演習を修了した年度）

- ①平成29年～30年度の間旧研修修了者となった方。
- ②平成18年～28年度の間旧研修修了者となった方。

受講対象 年度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
旧研修 修了年度	平成18年～23年	平成24年～26年	平成27年～28年	平成29年～30年

※ 今年度は、2回目の更新研修受講者の申込みは受け付けません。

4 - 3. 更新研修について

【資格維持】

○旧研修修了者の場合

1回目の更新研修を修了した翌年度から5年以内に更新研修を受講。

以降は**1回目の更新研修を起点**として、

更新研修受講を繰り返す必要があります。

○新カリキュラム修了者の場合

実践研修を修了した翌年度から5年以内に更新研修を受講。

以降は**実践研修を起点**として、

更新研修受講を繰り返す必要があります。

別添

OJTについて

サービス管理責任者・
児童発達支援管理責任者研修

出所：令和3年度


サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者
指導者養成研修資料

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の位置付け

基準省令

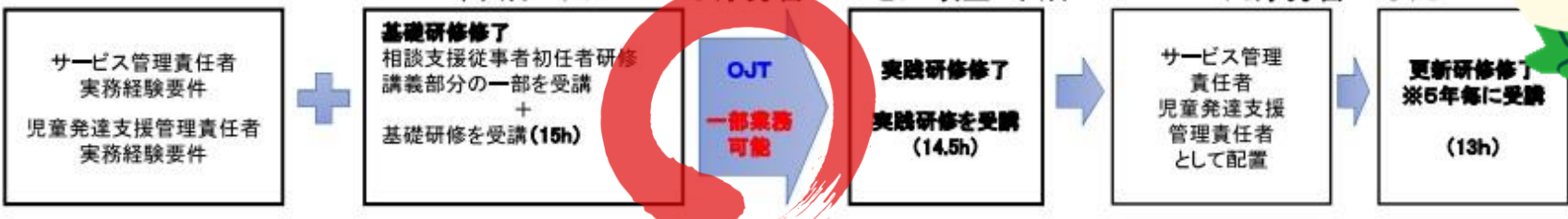
指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成一八・九・二九厚労令一七一)
指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成一八・九・二九厚労令一七二)
指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二四・二・三厚労令一七)
指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二四・二・三厚労令一八)
(従業者)

- 指定療養介護事業所ごと利用者の数の区分に応じ、サービス管理責任者を置く。
- 児童発達支援管理責任者 一以上

の部分がOJT

告示

サービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平成一八・九二九厚労告五四四)
障害児通所施設又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの
(平成二四・三・三〇厚労告二二七/改正:平成三一・三・二九厚労告一〇九・一)



通知

サービス管理責任者研修事業の実施について(平成一八・八・三〇 障発〇八三〇〇〇四)

- サービス管理責任者研修
- 児童発達支援管理責任者研修

都道府県等による初任者及び現任研修は
標準カリキュラム以上の内容で実施する。

～更新研修受講者の人材育成の責務～
基礎研修修了者OJTのポイント

○基礎研修修了者が実践研修受講までの2年間のOJTについて、次のポイントに留意し人材育成にあたってもらいたい。

- ①サビ児管と協働し個別支援計画案を作成。
- ②事業所内の個別支援会議の司会進行を担当。
- ③権利擁護等の研修企画の担当。
- ④自立支援協議会への参画（協議会の傍聴・部会等への参加）
- ⑤地域診断。地域にどのような社会資源があるか。
- ⑥各地域の支援事業所が主催する事例検討会等への参画。
- ⑦サービス担当者会議への参加。・・・などなど。